

近組 2023-014 号

2023 年 7 月 25 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、補講の方法について自由度を高くするよう求める。

現在、補講日が各学期 1 日程度しか確保できず、当該授業と同じ曜日・時限に補講を行うことは至難である。仮に同じ曜日・時限に補講を行ったとしても、補講日が少ないため他の曜日・時限の補講も重なり、学生は他の授業の補講とのバッティング等により出席できないケースが多い。これは、補講日以外の日にち・時限に補講を行ったとしても同様である。

貴法人は、「裁量労働制下においても、授業は業務遂行の手段及び時間配分の決定等について具体的な指示をする業務に当たる」との説明で、補講を日にち・時限を指定して実施せよと言うが、まったく実態を理解していない。授業内容・授業方式・受講者数・各学生の理解度等によって最適な補講の方法は異なるため、特定の日にち・時限に補講を行うだけでなく、日にち・時限を指定しない動画配信や課題指示のほうが適切な場合もあるため、補講の方法は教員の裁量に委ねるべきである。

また、休講・補講の申請は、いまだに紙媒体で行うことになっているが、教員の負担軽減のためにもオンラインでできるように改めよ。実現までの暫定措置として、事務職員にメールするのみで、紙媒体に記入せずに済むようにせよ。

なお、本学では試験期間を各期 15 週の授業とは別に設けているが、これでは試験を実施する授業は実質 16 週ということになる。試験も含めて 15 週とするべきであり、そうすることで補講期間も長く確保できる。また、例えば入試問題出題チームの多くは、前期末に問題作成・検討会を行っており、15 週＋試験期間という現行方式では十分な時間を確保できない。その結果、出題ミスの可能性も上がり、裁量労働制の適用要件を大幅に逸脱した違法な労働を強いられることにもなる。この点からも、試験を 15 週に組み込むべきである。

回答は一週間以内とする。

以上